

第13次労働災害防止推進計画 中間状況

厚木労働基準監督署は、厚生労働省が定めた第13次労働災害防止計画（13次防）を踏まえ、第13次労働災害防止推進計画を策定し平成30年から5か年の労働災害減少目標等を定め、労働災害防止団体と連携し、各種の労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策の推進に取り組んでいます。

第13次労働災害防止推進計画3年目の令和2年までの厚木労働基準監督署管内の労働災害発生状況は下記のとおりです。

労働災害発生状況を踏まえた労働災害防止対策徹底のための取組及び労働者の健康確保対策の推進をお願いいたします。

なお、労働災害統計、労働災害事例、労働災害防止対策、リスクアセスメント実施支援、視聴覚教材等の安全衛生に関する各種の情報を、厚生労働省「職場の安全サイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)において掲載していますのでご活用ください。

計画期間 平成30年度から令和4年度（5か年計画）

労働災害減少目標

令和4年の全業種における死亡者数 0人以下

令和4年の全業種における休業4日以上死傷者数 873人以下

（平成29年の死傷者数973人と比較して10%以上減少）

労働災害発生状況

1 全業種における死傷災害発生状況

死亡災害（全業種）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
目標(以下)	—	5	4	3	2	0
実績	6	1	6	7		

休業4日以上死傷災害件数（全業種）



令和2年の全業種の労働災害による死亡災害件数は7人となり、前年より1人増加しました。同年の業種別の死亡災害件数は、製造業が2人、建設業が1人、陸上貨物取扱業が1人、小売業が1人、清掃・と畜業が1人、その他の事業が1人となります。

令和2年の全業種の休業4日以上の労働災害による死傷者数は1023人となり、前年より80人（8.5%）大幅に増加し、令和2年の労働災害減少目標である913人以下は達成できませんでした。令和2年において、新型コロナウイルス感染症による労働災害の発生が多数認められ、死傷災害増加の要因となっています。

2 重点業種別死傷災害発生状況



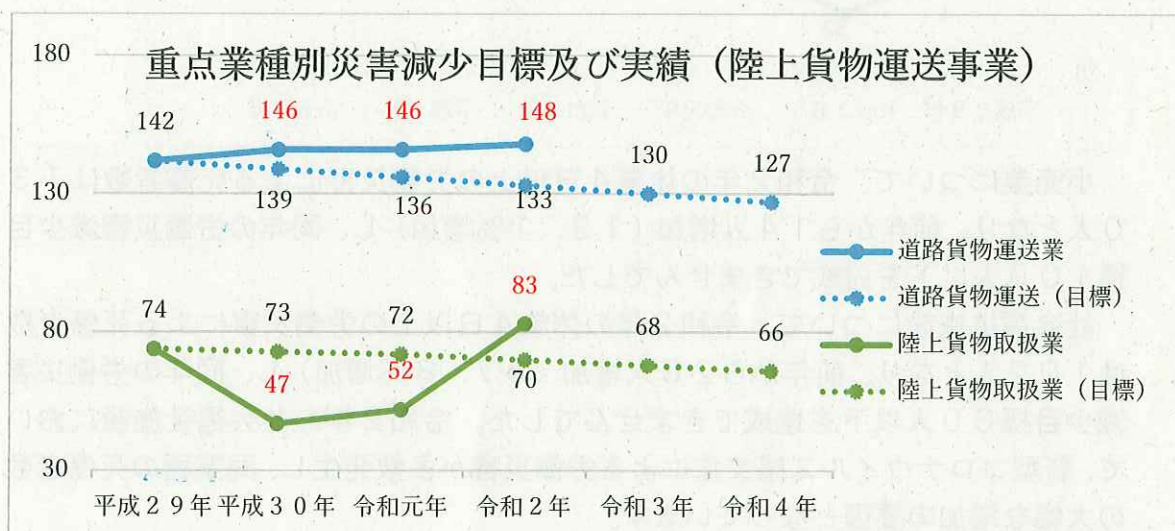
令和2年の休業4日以上の労働災害による死傷者数について、製造業は165人となり、前年から38人減少（18.7%減少）し、同年の労働災害減少目標180人以下を達成しました。

食料品製造業について、令和2年の休業4日以上の労働災害による死傷者数は53人となり、前年から2人増加（3.9%増加）し、同年の労働災害減少目標47人以下を達成できませんでした。

令和2年において、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令に伴い、製造業の相当数の事業場において生産を一時停止する休業が実施されており、当該休業が製造業の労働災害減少の一因である可能性が認められます。



建設業について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は70人となり、前年から4人増加（6.1％増加）し、同年の労働災害減少目標65人以下を達成できませんでした。

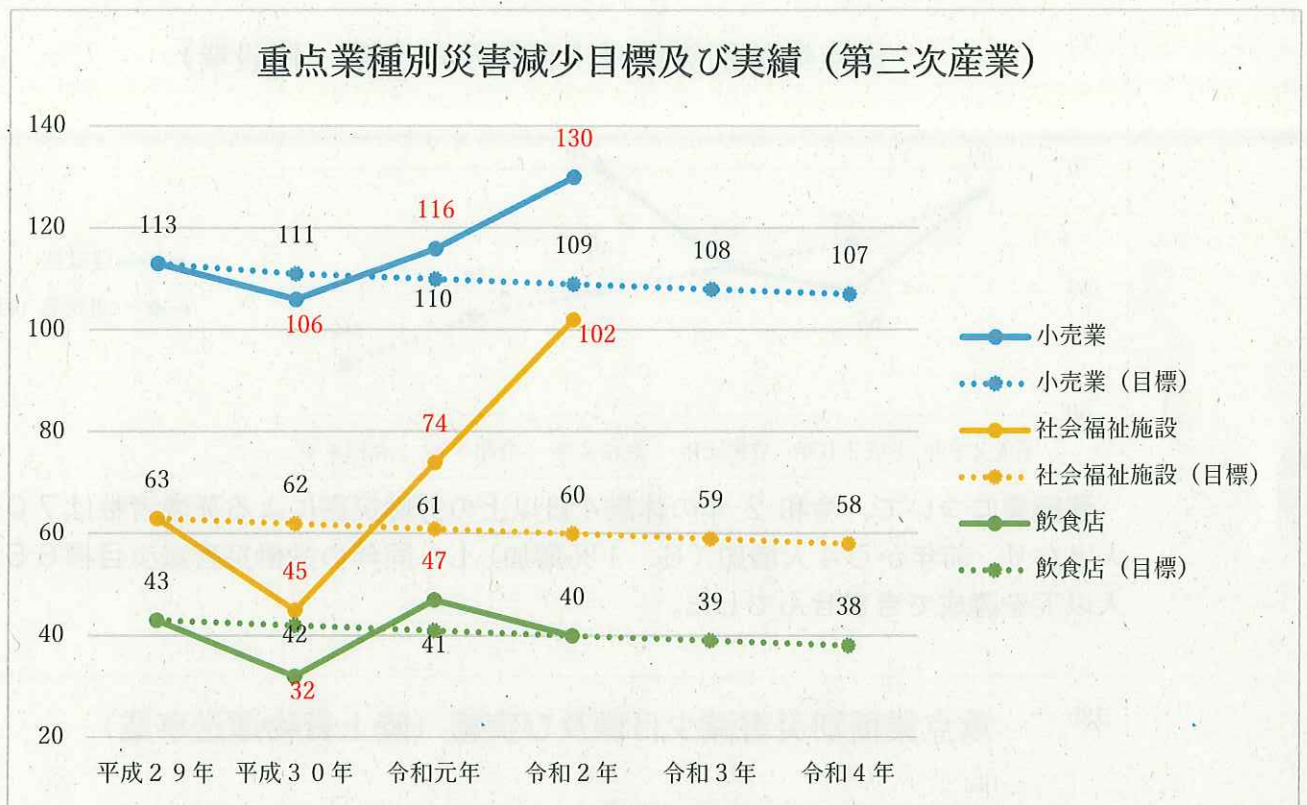


道路貨物運送業について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は148人となり、前年から2人増加（1.4％増加）し、同年の労働災害減少目標133人以下を達成できませんでした。

陸上貨物取扱業について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は83人となり、前年から31人増加（59.6％増加）し、同年の労働災害減少目標70人以下を達成できませんでした。

厚木労働基準監督署管内において、平成28年の圏央道開通等の道路網整備に伴い、近年、複数の大型物流施設が新設し、陸上貨物取扱業の就労者数が増加する状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要に係る通信販売利用増加に伴う物流量増加が、陸上貨物取扱業における労働災害の大幅増加の一因である可能性が認められます。

重点業種別災害減少目標及び実績（第三次産業）



小売業について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は130人となり、前年から14人増加（12.1%増加）し、同年の労働災害減少目標109人以下を達成できませんでした。

社会福祉施設について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は102人となり、前年から28人増加（37.8%増加）し、同年の労働災害減少目標60人以下を達成できませんでした。令和2年の社会福祉施設において、新型コロナウイルス感染症による労働災害が多数発生し、同業種の死傷者数の大幅な増加の要因となっています。

飲食店について、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は40人となり、前年から7人減少（14.9%減少）し、同年の災害減少目標40人以下を達成しました。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言に伴う一部飲食店の休業及び営業時間短縮が、飲食業の労働災害減少の一因である可能性が認められます。

3 事故の型別労働災害発生状況

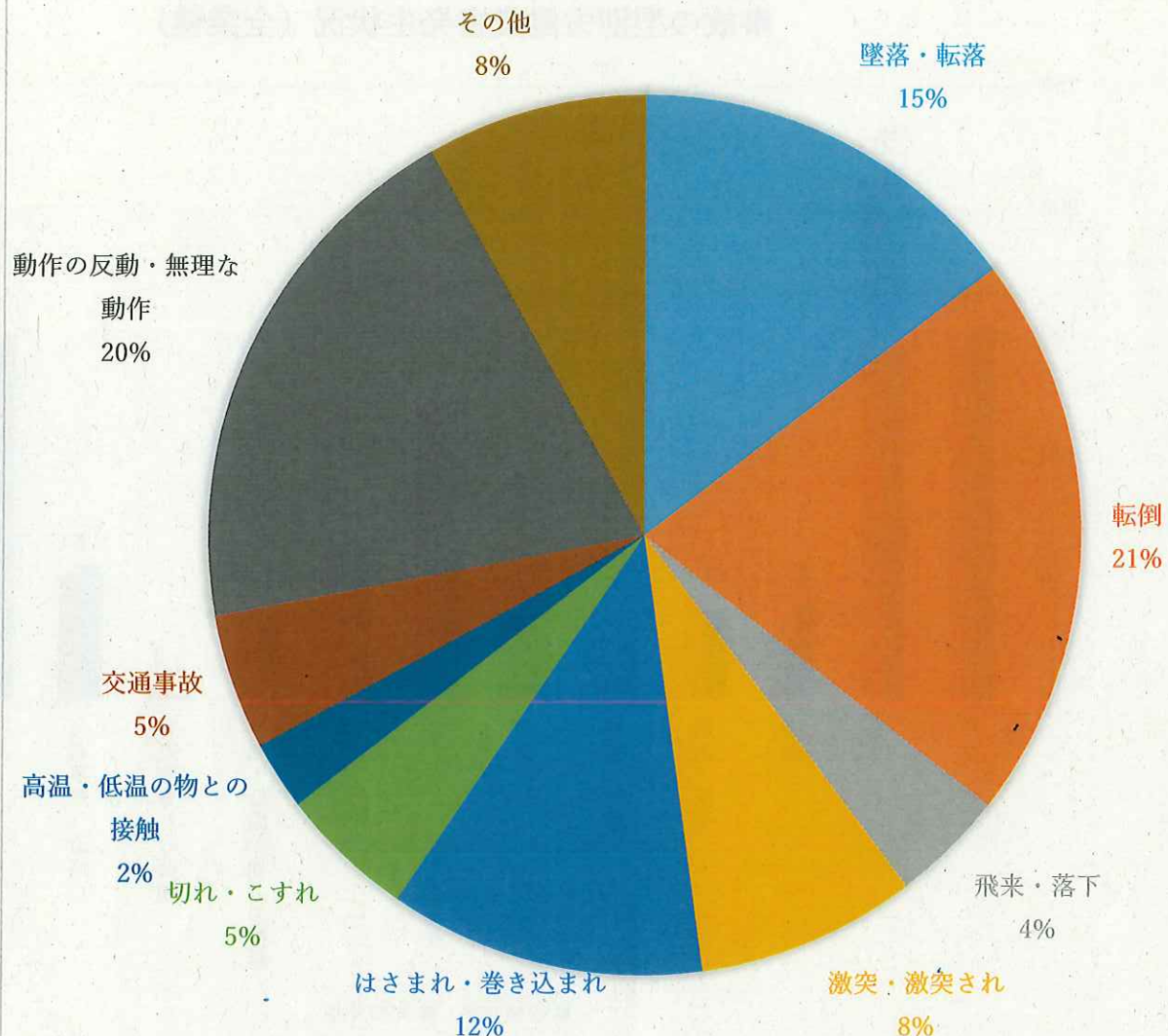


全業種における事故の型別労働災害発生件数（休業4日以上）について、令和元年と比較して令和2年は「墜落・転落」、「転倒」、「激突」、「崩壊・倒壊」、「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触」、「交通事故（道路）」が減少しましたが、「飛来・落下」、「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」、「有害物等との接触」、「動作の反動・無理な動作」、「その他」が増加しました。

「動作の反動・無理な動作」及び「その他」を合計し、令和2年の死傷災害が令和元年と比較して102件増加しており、全業種における死傷災害増加の大きな要因となっています。

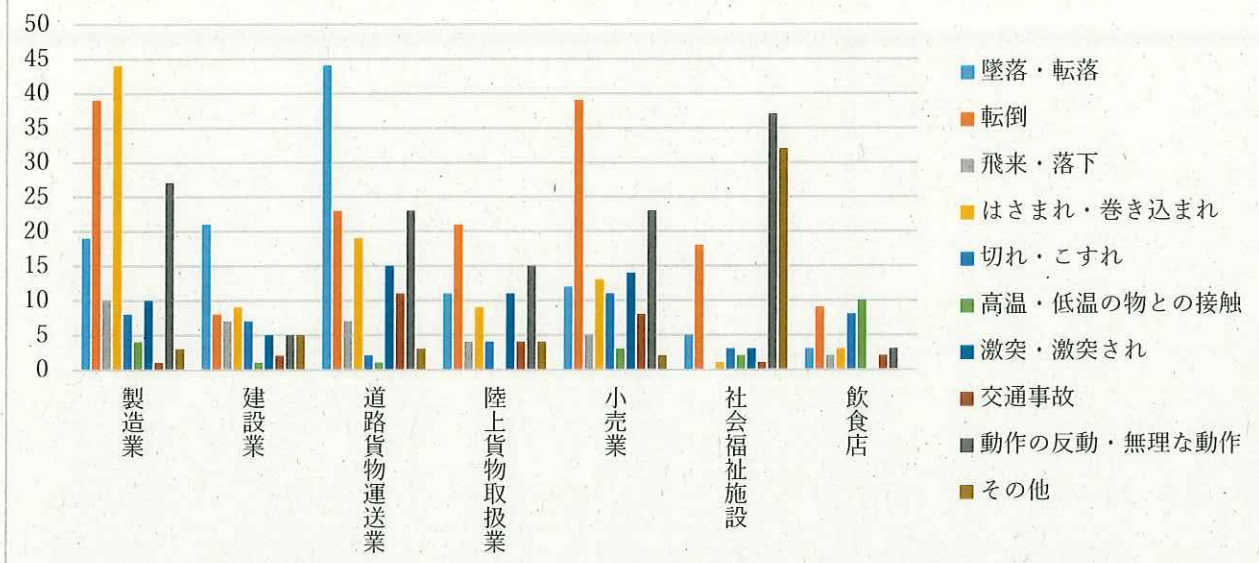
令和2年の「その他」について、新型コロナウイルス感染症による労働災害が多数発生しています。

令和2年事故の型別労働災害発生状況（全業種）



令和2年の事故の型別労働災害発生状況（全業種・休業4日以上）について、「転倒」が21%、「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が20%、「墜落・転落」が15%で、これらの事故の型による労働災害が全体の56%を占めています。

令和2年重点業種別・事故の型別労働災害発生状況



令和2年の重点業種別・事故の型別労働災害発生件数（休業4日以上）について、製造業では機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」、建設業では高所作業における「墜落・転落」、道路貨物運送業ではトラック荷台等からの「墜落・転落」、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」、陸上貨物取扱業では「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」による労働災害が多く発生しました。

また、小売業では「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」、社会福祉施設では「動作の反動・無理な動作」、「その他」及び「転倒」、飲食店では「高温・低温の物との接触（熱傷等）」及び「転倒」による労働災害が多く発生しました。社会福祉施設の「その他」の労働災害の大半が、新型コロナウイルス感染症に起因するものです。

上記労働災害発生状況のとおり、「転倒」による労働災害は全業種において多く発生しており、転倒災害撲滅のため、厚生労働省、神奈川労働局及び厚木労働基準監督署は、労働災害防止団体と連携し「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒災害 プロジェクト

「STOP!転倒災害プロジェクト」詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

STOP！ 転倒

検 索

